

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【公開番号】特開2015-131091(P2015-131091A)

【公開日】平成27年7月23日(2015.7.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-046

【出願番号】特願2014-218842(P2014-218842)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 0 4 Z
A 6 3 F	7/02	3 0 4 D
A 6 3 F	7/02	3 3 4
A 6 3 F	7/02	3 1 5 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月13日(2017.10.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電源基板と賞球を制御するための払出制御基板とが設けられた遊技枠に、遊技の統括制御を司る主制御基板が設けられた遊技盤を取り付け可能であり、

前記主制御基板と前記払出制御基板とに記憶された電源遮断直前の情報を電源復帰後まで維持するためのバックアップ手段と、

前記記憶された電源遮断直前の情報をクリアするRAMクリア手段と、を備え、

前記遊技枠に前記遊技盤が取り付けられた状態で、所定操作を行うと前記RAMクリア手段によって、前記主制御基板に記憶された電源遮断直前の情報と前記払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報の双方の情報をクリアする弾球遊技機において、

前記遊技枠に前記遊技盤が取り付けられていない状態でも前記RAMクリア手段によって前記払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報のみのクリアを可能とし、

電源遮断直前の情報をクリアされたことを示す報知態様を、前記主制御基板に記憶された電源遮断直前の情報と前記払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報の双方の情報をクリアされた場合と、前記払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報のみがクリアされた場合とで異ならせ、

前記払出制御基板に記憶される電源遮断直前の情報を複数種類備え、

前記RAMクリア手段によって、前記主制御基板に記憶された電源遮断直前の情報と前記払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報の双方の情報がクリアされる場合において、クリアされる前記払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報の内容と、

前記RAMクリア手段によって、前記払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報のみがクリアされる場合において、クリアされる前記払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報の内容と、を異ならせたこと

を特徴とする弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題に鑑みてなされた請求項1に係る発明は、電源基板と賞球を制御するための払出制御基板とが設けられた遊技枠に、遊技の統括制御を司る主制御基板が設けられた遊技盤を取り付け可能であり、主制御基板と払出制御基板とに記憶された電源遮断直前の情報を電源復帰後まで維持するためのバックアップ手段と、記憶された電源遮断直前の情報をクリアするRAMクリア手段と、を備え、遊技枠に前記遊技盤が取り付けられた状態で、所定操作を行うとRAMクリア手段によって、主制御基板に記憶された電源遮断直前の情報と払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報の双方の情報をクリアする弾球遊技機に関するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この弾球遊技機は、遊技枠に遊技盤が取り付けられていない状態でもRAMクリア手段によって払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報のみのクリアを可能とし、電源遮断直前の情報がクリアされたことを示す報知態様を、主制御基板に記憶された電源遮断直前の情報と払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報の双方の情報がクリアされた場合と、払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報のみがクリアされた場合とで異なる場合とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、遊技枠は、当該遊技枠を製造したメーカーとは異なるメーカーによって製造された遊技盤であっても、取り付け可能な構成が好適である。

こうすることで、遊技枠を異なるメーカー間で共用することができ、ホールの経済的負担の大幅な軽減を実現できる。さらに、このような遊技枠を異なるメーカー間で共用する状態となると、盤面交換の頻度が高くなる。盤面交換の頻度が高くなると、払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報のみをクリアする必要が高まるが、このような場合でも、請求項1に係る弾球遊技機では、払出制御基板に記憶された電源遮断直前の情報のみをクリア可能であり、加えて当該状態を報知態様によって確実に示すことが出来る。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】削除

【補正の内容】